資料6-1

第４次湖南市障がい者の支援に関する基本計画

第４次湖南市障がい者計画・第８期湖南市障がい福祉計画・第４期湖南市障がい児福祉計画
（令和９年度～令和 11 年度）

３つの原則

- １　基本的人権を尊重し、差別を禁止する
- ２．地域共生の社会に向かう
- ３　みんなで取り組む

基本理念

【めざすまちの将来像（基本理念）】
一人ひとりが自分らしく　ともに生きるまち　湖南市

【第４次湖南市障がい者計画】

●生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち（一人ひとりの発達支援）
　⇒基本目標１：一人ひとりの発達・成長を支援する
●自分らしく地域と関われるまち（余暇活動・就労支援）
　⇒基本目標２：主体的に地域との関わりをつくる
●必要なサービスを利用して、自分らしく毎日の生活が送れるまち（日常生活支援）
　⇒基本目標３：毎日の生活を支える
●住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち（共生する地域・生活安心）
　⇒基本目標４：支えあい、共生する地域をつくる
●たて・よこ・ななめにすき間なく、みんなが担うしくみがあるまち（推進体制）

【第８期湖南市障がい福祉計画・第４期湖南市障がい児福祉計画】

●障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

Ⅰ．成果指標

１．施設入所者の地域生活への移行
２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
３．地域生活支援の充実
４．福祉施設から一般就労への移行等
５．発達障がい者等に対する支援等
６．障がい児支援の提供体制の整備等
７．相談支援体制の充実・強化等
８．障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

Ⅰ．成果目標

１．施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針に定める目標値】

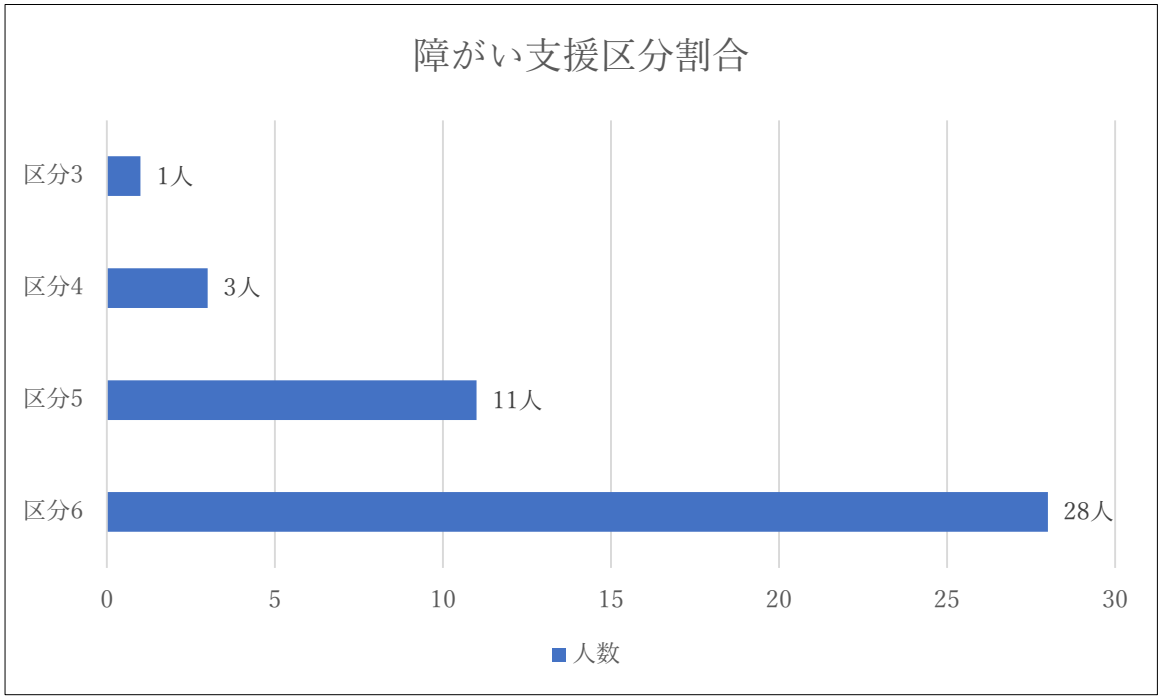
○令和 11 年度末時点で、令和７年度末の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することとする。 ○令和 11 年度末時点で、令和７年度末時点の施設入所者数を５％以上削減することを基本とする。

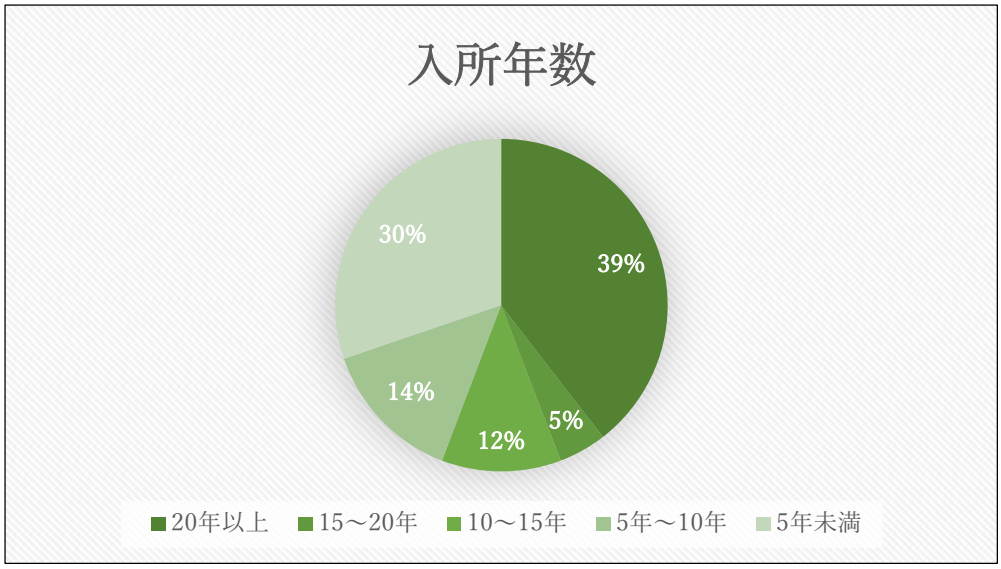
【県独自の基本指針に定める目標値】

○県外施設入所者のうち、県内での生活を実現する者

湖南市の施設入所者は令和７年度末時点で 43 人となっており、そのうち県内施設入所者が 37 人、県外施設入所者が６人となっています。

	県内施設入所者	県外施設入所者
65 歳未満	31	5
65 歳以上	6	1





市の目標値

項目	令和７年度末 【実績値】	令和 11 年度末 【目標値】
入所者数	43 人	45 人
地域生活移行者数	０人	３人
県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者	０人	１人

＜参考（第６期計画）＞

項目	令和４年度末 【実績値】	令和８年度末 【目標値】
入所者数	39 人	43 人
地域生活移行者数	０人	１人（2.3%）

２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針に定める目標値】

○精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数を 319.3 日以上とすることを基本とする。
○令和 11 年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（65 歳未満・65 歳以上・75 歳以上・40 歳以上の認知症である者）
○精神病院への退院後 90 日時点の再入院率 10.3%以下・180 日時点の再入院率 17.4%以下・365 日時点の再入院率 25.7%以下とする。
○令和 15 年度末までに心のサポーター数が百万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。
○住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、Ｋ６という尺度を活用し、評価することを基本とする。

精神障がいのある人の地域生活を支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値については、国の基本指針に沿って滋賀県が設定するものとされています。市においては、心のサポーター数の育成、住民の心の状態の把握について「健康こなん 21」に沿って取り組みます。

■手帳等の所持者数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
精神障害者保健福祉手帳	444 人	469 人	511 人	542 人	567 人
自立支援精神通院医療	812 人	842 人	907 人	932 人	980 人

■精神障がいのある人のサービス利用状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者数（実績値）	91 人	100 人	109 人	109 人	116 人

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数と参加人数	回数	３回	３回	３回	３回	３回
	参加人数					32

項目	令和７年度末 【実績値】	令和 11 年度末 【目標値】
地域相談支援（地域移行支援）	0 人	１人
地域相談支援（地域定着支援）	0 人	１人
共同生活援助	12 人	15 人
自立生活援助	0 人	１人
自立訓練	３人	５人

■心のサポーター

項目	令和７年度末 【実績値】	令和 11 年度末 【目標値】
心のサポーター数（新規）	59 人	240 人

項目	令和７年度末 【実績値】	令和 11 年度末 【目標値】
心のサポーター養成研修実施回数（新規）	４回	５回

項目	令和７年度末 【実績値】	令和 11 年度末 【目標値】
住民のこころの状態（K6）の評価	有	有

▸地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

▸地域定着支援

居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

▸共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対し、共同生活を行う住居で入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。

▸自立生活援助

施設入所やグループホームを利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、居宅への定期的な訪問や対応により円滑な地域生活に向けた支援を行います。

▸自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです

３．地域生活支援の充実

【国の基本指針に定める目標値】

○令和 11 年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し（複数市町村による共同整備を含む。）、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。
○拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担 う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること並びに年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討することを基本とする。
○令和 11 年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

障がいのある人の高齢化、重度化、親なき後を見据え、甲賀圏域の既存の事業所の体制を活かし、相談・緊急時の受入れ体制・体験の場・人材育成・地域づくりの５つの機能を強化するため、令和２年度に「面的整備型」の地域生活支援拠点等の整備を行い事業展開を図ってきました。

また、地域の事業者が機能を分担して、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを拠点マネジャーおよび委託相談支援事業所を中心に５つの機能の充実に取り組みます。

■地域生活支援拠点等事業実績

令和６年度	令和７年度
①　相談体制、緊急時の受け入れ体制、体験の場・機会の確保に係る評価検証 事業評価のチェックリスト、ガイドラインの改定 ②福祉人材の育成・養成の促進 甲賀圏域の若手従事者を中心とした人材育成プロジェクトの立ち上げ。 ③各機関への事業周知、事業所登録の勧奨 ④　緊急時の受入れ体制の整備 要支援者の受入れ要請の相談件数 湖南市３件 登録事業所・施設での受入れ対応件数 湖南市３件 緊急時地域支援員派遣事業の利用件数 湖南市３件	①緊急時の受け入れ体制の整備 拠点マネジャーの事例報告から、緊急対応事例の検証、事業評価 事業開始５年経過による適正運営の改善検討 ②体験の場・機会の確保 グループホーム等の活用検討 ③　専門的人材の育成・養成 人材育成プロジェクトによる福祉の魅力発信と若手人材の育成。学生向けの人材確保の取り組み。 ④　登録事業所の拡充 湖南市：５法人 10 事業所 甲賀市：11 法人 23 事業所

４. 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針に定める目標値】

○就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和 11 年度中に令和６年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型については、以下のとおりとする。

・就労移行支援事業：令和６年度実績の 1.14 倍以上とすることを基本とする。

・就労継続支援Ａ型事業：令和６年度実績の概ね 1.52 倍以上を目指す。

・就労継続支援Ｂ型事業：令和６年度実績の概ね 1.67 倍以上を目指す。

○また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とすることを基本とする。

○就労定着支援事業の利用者数は、令和 11 年度末の利用者数を令和６年度末実績の 1.47 倍以上とすることを基本とする。

○就労定着率については、令和 11 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを基本とする。

○都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

○協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和 11 年度末の就労選択支援利用者を 82,000 人以上とする。

一般就労への移行者数を国の指針に基づき令和６年度の実績から見込むと、令和 11 年の目標値は１人となりますが、令和 7 年度の支援実績では、就労移行支援を利用して一般就労につながった利用者が２人、就労継続支援Ａ型、Ｂ型から一般就労につながった利用者がそれぞれ 1 人ずつの 4 人が一般就労に移行しています。より支援の実態に近いものとして、令和７年度の実績により目標値の設定を行います。

就労定着支援についても、同様に考え令和７年度の実績５人により目標設定を行います。

			参考（第７期計画）	
項目	令和６年度【実績値】	令和 11 年度【目標値】	令和３年度【実績値】	令和８年度【目標値】
一般就労移行者数	１人	６人	１人	４人
うち就労移行支援事業所の利用者数	０人	３人	１人	２人
うち就労継続支援Ａ型の利用者数	０人	２人	０人	１人
うち就労継続支援Ｂ型の利用者数	１人	１人	０人	１人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所	１事業所（50%）	１事業所（50%）	－	１事業所（100%）
就労定着支援事業利用者数	３人	８人	４人	６人
就労定着支援事業の職場定着率が８割以上の事業所	１事業所	１事業所	－	－
協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置	１事業所	１事業所		

５．発達障がい者等に対する支援等

【国の基本指針に定める目標値】

発達障害者等への相談支援体制等の充実発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市は、地域の実情 を踏まえつつ、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条 第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。以下同じ。）の複数設置や発達障害者地域支援マ ネジャーの配置等を適切に進めることが重要である。

また、これらの発達障害者等に対する支援 については、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対し発達障害者支援セ ンターや発達障害者地域支援マネジャーが助言することなど、別表第一の七に掲げる事項を指標として 設定して取り組むことが適当である。

	令和 7 年度実績	令和 11 年度目標値
ペアレントトレーニング等の受講者数	９人	15 人
ペアレントメンターの人数	７人	10 人
ピアサポートの活動参加者数	０人	５人
発達障害者支援センターとの相談・連携件数	５件	５件

６．障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針に定める目標値】

○児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 11 年度末までに各市町村において、児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。
○児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、各市町または圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。
○インクルージョン推進のため、令和 11 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。
○令和 11 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害 福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること を基本とする。
○令和 11 年度末までに各都道府県および各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。
○令和 11 年度末までに、各市町村または圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で障害児相談体制を利用していない場合も含め、障害児およびその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

＜本市の実績＞

	令和 7 年度実績
児童発達支援センターの設置	1 か所（湖南市通所支援センター）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1 か所（滋賀県立小児保健医療センター療育部）
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 か所（きらっと　平成 31 年 4 月開所）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	甲賀地域障害児・者サービス調整会議「重心対策部会」 甲賀地域医療的ケア児者支援協議会
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	甲賀福祉圏域で 1 名
障がい児およびその家族への伴走的な支援体制の整備	湖南市児童相談支援事業所 Pao（幼児期だけでなく 18 歳まで、さらには成人期も継続した相談支援体制） 相談支援専門員数　2 名
インクルージョン推進のための協議の場の設置	甲賀地域障害児・者サービス調整会議「発達支援部会」および「こどもの支援連絡会」

７. 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針に定める目標値】

・相談支援体制を強化するため、令和 11 年度末までに、全ての市町において、
①基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等および協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること。
②基幹相談支援センターが別表第一の十に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。
③基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
○令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

基幹相談センターによる指定特定相談支援事業所への定期的な巡回訪問や研修会を実施します。

			参考（第７期計画）	
項目	令和７年度【実績値】	令和 11 年度【目標値】	令和４年度【実績値】	令和８年度【目標値】
総合的・専門的な相談支援	128 件	135 件	125 件	130 件
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	117 件	120 件	87 件	90 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	８回	９回	９回	９回
地域の相談支援機関との連携強化の取り組み	12 回	12 回	12 回	12 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	128 回	143 回	－	100 回
主任相談支援専門員の配置数	１人	１人	１人	１人
相談支援専門員の配置数	２人	２人		
基幹相談支援センターの設置	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所

＜自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善＞

項目	令和７年度【実績値】	令和 11 年度【目標値】
相談支援事業所の参画による事例検討 実施回数	６回	６回
相談支援事業所の参画による事例検討 参加事業者・機関数	19 機関	20 機関
専門部会 設置数	14 部会	14 部会
専門部会 実施回数	75 回	75 回

８.障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針に定める目標値】

○令和 11 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
①障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

担当職員（発達支援室含む・雇用形態の区別なく会計年度任用職員も含む）は、積極的に各種研修に参加し理解を深めます。

また、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有を図ります。

			参考（第７期計画）	
項目	令和７年度【実績値】	令和 11 年度【目標値】	令和４年度【実績値】	令和８年度【目標値】
障がい福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加	８人	24 人	９人	９人
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の事業所等との共有	12 回	12 回	12 回	12 回